入札説明書

1　発注工事の概要

工 事 名	内浜処理場２号脱水機機械設備改築工事
工事場所	米子市安倍３００番地　内浜処理場内
工　　期	本契約締結日から平成２５年３月２２日まで
工事内容	２号脱水機機械設備の改築工事 ① 汚泥脱水機　１　台 ② 薬品溶解タンク　１　槽 ③ 薬品定量供給機　１　台 ④ 薬品供給ポンプ　１　台 ⑤ 脱水機汚泥移送ポンプ　１　台 ⑥ 汚泥循環ポンプ　２　台 ⑦ 薬品搬入ホイスト　１　台
予定価格	２５４，５５１，５００円（消費税及び地方消費税を含む。）
最低制限価格	次の計算式により算出された額。ただし、予定価格の３分の２以上で設定し、当該算出された額が予定価格の１０分の８に相当する額に満たないときは、予定価格の１０分の８に相当する額とする。 なお、機器費を含む工事における製作原価に係る直接制作費、機器費に含む工事（下水道）における機器費及び鋼橋製作を伴う工事における工場製作原価に係る直接工事費は、当該経費に０．９を乗じた価格をもって算定するものとする。 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×４／１０＋一般管理費×３／１０)×１．０５
契約保証金	請負代金の１０分の１以上
前 払 金	請負代金の１０分の４以内
部分払又は中間前払	米子市建設工事執行規則（平成１７年米子市規則第１０６号）の規定に基づく部分払制度か中間前金払制度のいずれかを仮契約締結時に選択。

2　入札参加資格者

入札参加資格者は、市長が定める平成２３年度建設工事指名競争入札参加資格において、水道施設工事に係るものを有する単独企業で、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を全て満たす者とする。

工事実績	平成１４年度以降に、単独で、又は共同企業体の代表者として、下水道法（昭和３３年法律第７９号）に定める終末処理場において、汚泥処理量１０立方メートル／時規模以上の脱水機設備に係る機械設備工事を元請として施工した実績があること。ただし、機器単体の取換工事、補修工事及びマンホールポンプ設備工事を除く。

配置技術者	この表の工事実績の項に定める工事と同種の工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績がある技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の１８第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている技術者をいう。）で、かつ、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加申込日以前の３か月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者を本件工事に専任で配置することができること。
現場代理人	申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を本件工事に専任で配置することができること。
経営事項審査	平成２２年１０月１日以降の日を審査基準日とする建設業法第２７条の２９第１項の規定による経営事項審査に係る水道施設工事の総合評定値が１，０００点以上の特定建設業者であること。
設計業務受託者との関係	本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある工事業者でないこと。 ※　設計業務受託者 東京都新宿区宮久町６－８　日本上下水道設計㈱
指名停止	入札参加申込時点において、米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成１７年１２月２１日施行）に基づく指名停止措置（以下単に「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
そ の 他	地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。

3　設計図書の販売等

本件入札における設計図書の販売については、次のとおりとする。なお、入札者は、必ず当該設計図書の購入をすること。

販売場所	（有）青光社 電話　０８５９－３３－０６９８　ＦＡＸ　０８５９－３３－０８５９ ※　購入希望者は、必ず事前に米子市ホームページ掲載の申込書様式にてファクシミリで販売店に申込むこと。なお、申込後の購入キャンセルはできません。
販売期間	平成２４年5月２１日（月）から6月１５日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後４時まで
販売価格	５６７円(図面のみの金額)

4　設計図書に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部入札契約課 ファクシミリ　０８５９－２３－５３６８

	※　質問事項を記載した書面(別記様式５号)をファクシミリで送付のこと。
受付期間	平成２４年５月２１日（月）から６月１２日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

５　入札参加申込の期限等

申込期限	平成２４年６月６日（水）午後５時
申込場所	鳥取県米子市加茂町一丁目１番地　米子市総務部入札契約課 電話　０８５９－２３－５３６５
提出書類	次の書類を、記載要領（各様式の下欄に記載）に基づき各１部を持参の上、提出のこと。 （１）入札参加申込書（様式第１号） （２）工事実績調書（様式第２号） （３）配置予定技術者調書（様式第３号） （４）資本的関係等確認調書（様式第４号） ※　提出書類様式電子データ（ワード形式）の希望者は、総務部入札契約課（ｋｅｉｙａｋｕ@ｃｉｔｙ．ｙｏｎａｇｏ.ｌｇ．ｊｐ）まで、電子メールにて、工事名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信のこと。
指名通知	平成２４年６月１１日（月）に入札参加申込者に審査結果を通知の予定。 なお、次のいずれかの要件に該当するときは、指名を行わないものとする。 （１）入札参加資格者としての条件を満たさないとき。 （２）市が発注している工事（その瑕疵修補等の工事を含む。）の施工が著しく遅れているとき。 （３）賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められるとき。 （４）市長が公共工事の受注者としてふさわしくないと認めるとき。 （５）本件入札において、次のいずれかの関係にある入札参加希望者があったとき。ただし、この場合にあっては、本入札参加資格での経営事項審査において、最も高い点数を保有する者のみを指名するものとする。 ア　入札参加希望者が他の入札参加希望者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の４分の１を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係 イ　入札参加希望者と他の入札参加希望者が、同一の会社の議決権保有者である関係 ウ　入札参加希望者の取締役（会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札参加希望者の取締役を兼ねている関係 エ　入札参加希望者の取締役と他の入札参加希望者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係 オ　その他上記の関係に準ずる関係

そ の 他	配置予定技術者について、同時期に発注される米子市の他の競争入札と同一人である場合には、「建設工事に係る配置予定技術者の取扱い」（平成２１年６月１日適用）により取扱う。

6　入札日等

入 札 日	平成２４年６月２０日（水）午後１時３０分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目１番地　米子市役所本庁舎第４０１会議室
入札書の提出	郵便入札方式とする。 （１）郵送方法　　設計図書販売店にて配布する指定封筒により、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続きを郵便局で行うこと。 （２）差出期限　　平成２４年６月１５日（金） （３）指定配達日　平成２４年６月１９日（火）※日付を間違えないこと。 （４）提出物　　入札書及び工事費内訳書
入札保証金	免除
そ の 他	（１）入札者は、入札時に立会人として本入札に参加すること。ただし、一人のみとする。 （２）入札者が１者であっても、入札は執行するものとする。 （３）入札が完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

7　その他

（１）関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課（電話０８５９－２３－５３６５・ファクシミリ０８５９－２３－５３６８）とする。

（２）入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず指名されるとは限らない。

（３）提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

（４）本件入札は、仮契約締結後、本市議会の議決を受けた場合のみ有効となる。

（５）本件入札において落札決定をされた者であっても、本契約日（議決の日）までの間に入札者が指名停止措置を受けた場合は、本契約を締結しないものとする。

（６）本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市建設工事執行規則又は米子市が定める工事入札関係手続きに基づくものとする。

様式第１号

入札参加申込書

平成　　年　　月　　日

米子市長　野　坂　康　夫　様

工事名　　内浜処理場２号脱水機機械設備改築工事

上記工事の公募型指名競争入札に参加を申し込みます。

（住所、名称及び代表者名）

㊞

【添付書類】

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

※審査基準日が平成２２年１０月１日以降のもの

連絡先：担　当　者　名

：電　話　番　号

：ファクシミリ番号

様式第２号

工事実績調書

会社名		
工事名等	工　事　名	
	発注機関名	
	施工場所	
	請負金額(最終)	千円
	工　期	
	受注形態	(　　%)
工事概要及び数量		

＜記載要領＞

１　入札参加資格者条件となっている工事実績を記入すること。その際に、国、県等の施工実績及び鳥取県内での施工実績を優先して記入すること。
２　発注機関名は、米子市、鳥取県○○地方県土整備局、中国地方整備局○○工事事務所等と具体的に記入すること。
３　請負金額は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
４　受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、当該工事の出資比率を（　　%）内に記入すること。
５　工事概要及び数量は、構造及び基礎の形式、規模、寸法、概略数量等について記入すること。
６　当該工事の確認書類として工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等（共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。）を添付すること。
７　記載を要しない欄には、斜線を引くこと。

様式第３号

配置予定技術者調書

会　　社　　名		
配置予定技術者の氏名		
法令による資格・免許 （取得年月日及び登録番号）		（　　）
入札参加資格要件に定める工事実績	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	請負金額（最終）	千円
	工　期	
	従事役職	
	工事概要	

＜記載要領＞

１　入札参加資格者条件となっている工事実績も併せて記入すること。
２　記入する工事については、様式第２号に準じて記入すること。
３　法令による資格・免許は、監理技術者証の交付を受け国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したしたものについて記入し、資格証の写しを添付すること。
４　工事概要は、工事の概要、構造及び基礎の形式、概略数量、施工条件等について記入すること。
５　配置予定技術者は、３か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること
６　当該工事の確認書類として工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等（共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。）を添付すること。
７　指名通知後の配置技術者の変更は、原則として認めない。
８　記載を要しない欄には、斜線を引くこと。

様式第４号

資本的関係等確認調書

資本的・人的関係のある者の 住所・名称	当該関係人との関係

＜記載要領＞

１　「資本的・人的関係のある者の名称」欄には、米子市建設工事入札参加資格者のみを記載すること。
２　自社及び自社の役員の保有株式を合わせて他の米子市建設工事入札参加資格者の総株数の２５％以上を保有するものを記載すること。(関係業者が上場企業である場合は、法人（自社）保有のもののみ記載)
３　役員が他の建設業者の役員を兼ねているものは、常勤・非常勤を問わず記載すること。(監査役については、記載の必要なし)
４　該当がない場合は、「該当なし」と記載し提出すること。

様式第５号

設計図書等に対する質問書

平成　　年　　月　　日

米子市長　野　坂　康　夫　　様

住　　所
商号及び名称
代表者職氏名　　㊞

担　当　者　名
電　話　番　号
ＦＡＸ　番　号

このことについて、次のとおり質問します。

工　事　名　　内浜処理場２号脱水機機械設備改築工事

番号	質問内容	設計図書等の該当頁

（送信票は必要ありません。この質問書のみＦＡＸしてください。）

工　事　費　内　訳　書

入札者　住　　所
商号または名称
代 表 者 氏 名　　印

1　工事名　　内浜処理場２号脱水機機械設備改築工事

2　入札金額　　円（税抜き）

3　入札金額の内訳　　（単位：円）

機器費		一式	円	(①)
直接工事費		一式	円	(②)
間接工事費	共通仮設費	一式	円	(③)
	現場管理費	一式	円	(④)
	据付間接費	一式	円	(⑤)
	間接工事費　計		円	(③+④+⑤)
設計技術費			円	(⑥)
工事原価			円	(①＋②+③+④+⑤+⑥)
一般管理費等			円	(⑦)
工事価格			円	(①＋②＋③+④+⑤+⑥+⑦)

注意事項

1　本様式の区分に従って記入すること。

2　記入漏れ等がある場合には適正な履行ができないと判断し、失格とすることがあるので内容を確認の上、提出すること。

工　事　設　計　書

平成 24年度　下水道事業特別会計		款	下 水 道 費	項	下水道建設費	目	管渠等築造費	節	工 事 請 負 費
平成　　年　　月　　日 提出	工事番号 第　　号	部長	課長	係長	主任	審査	設計		

工　事　件　名	内浜処理場2号脱水機機械設備改築工事	工　期	平成　　25 年　　3 月　　22 日まで
施　工　場　所	米子市安倍300番地　内浜処理場内		

設計金額　￥　　円也

細　　節	円	内　　訳		備　　考
		平 成　　年 度	平 成　　年 度	
新設工事請負費				
計				

米 子 市 下 水 道 部

説　　明	内　　容
本工事は、内浜処理場の2号脱水機の機械設備改築工事を行うものである。	1. 機械設備工事　　1式
	1.　据付工事(主要機器)　　1式
	脱水機、汚泥移送ポンプ、薬品溶解タンク、薬品定量供給機
	薬品供給ポンプ、薬品搬入ホイスト、汚泥循環ポンプ
	2.　撤去工事(主要機器)　　1式
	脱水機、汚泥移送ポンプ、薬品溶解タンク
	薬品搬入ホイスト、給水ポンプ

米 子 市 下 水 道 部

工　事　費　総　括

費　目	工　種	種　別	細　別	金　額(円)	摘　要
本工事費					
	機械設備工事				
		機 器 費			
		直接工事費			
		間接工事費			
		設計技術費			
		一般管理費			
	計 (工事価格)				
消費税相当額					
本工事費計					

米 子 市 下 水 道 部

本 工 事 費 内 訳 表

種　別	種　別	形状寸法	数　量	単位	単 価(円)	金　　額(円)	摘　　要
請負工事費							
機械設備工事							
[機器費]							
	汚泥脱水機		1	台			
	薬品溶解タンク		1	槽			
	薬品定量供給機		1	台			
	薬品供給ポンプ		1	台			
	脱水機汚泥移送ポンプ		1	台			
	汚泥循環ポンプ		2	台			
	薬品搬入ホイスト		1	台			
計 (機器費)							
[直接工事費]							
	輸送費		1	式			第 1 号明細書

米 子 市 下 水 道 部

種　別	種　別	形状寸法	数　量	単位	単 価(円)	金　　額(円)	摘　　要
	小　計						[輸送費]
	小配管弁類		1	式			第 2 号明細書
	小口径鋳鉄管弁類		1	式			第 3 号明細書
	小　計						(直接材料費)
	補助材料費		1	式			
	小　計						(補助材料費)
	計						[材料費]
	一般労務費		1	式			第 4 号明細書
	小　計						(一般労務費)
	機械設備据付労務費		1	式			第 5 号明細書
	小　計						(機械設備据付労務費)
	計						[労務費]
	鋼製加工品		1	式			第 6 号明細書

種　別	種　別	形状寸法	数　量	単位	単 価(円)	金　　額(円)	摘　　要
	基礎工		1	式			第 7 号明細書
	塗装工		1	式			第 8 号明細書
	小　計						[複合工費]
	機械経費		1	式			
	小　計						[直接経費]
	仮設費(率)		1	式			
	小　計						[仮設費]
計 (直接工事費)							
[間接工事費]							
	共通仮設費(率)		1	式			
	準備費(積上)		1	式			第 9 号明細書
	小　計						[共通仮設費]
	現場管理費		1	式			

米 子 市 下 水 道 部

種　別	種　別	形状寸法	数　量	単位	単 価(円)	金　　額(円)	摘　　要
	小　計						[現場管理費]
	据付間接費		1	式			
	小　計						[据付間接費]
計 (間接工事費)							
	据付工事原価						
[設計技術費]							
	設計技術費		1	式			
計 (設計技術費)							
計 (工事原価)							
[一般管理費等]							
	一般管理費等		1	式			
計 (一般管理費等)							
合　計 (工事価格)							

米 子 市 下 水 道 部

第１号明細書　　輸　送　費

種　別	形状寸法	数　量	単位	単価(円)	金　額(円)	摘　要
輸送費		18.2	t			
計						

米子市下水道部

第２号明細書　　小　配　管　弁　類　（１／４）

種　別	形状寸法	数　量	単位	単価(円)	金　額(円)	摘　要
SGPW	15A	25.2	m			
SGPW	25A	0.88	m			
SGPW	32A	2.58	m			
SGPW	40A	0.92	m			
SGPW	50A	5.65	m			
SGPW	65A	13.4	m			
同上付属材料		1	式			
SUS304　sch20	80A	3.83	m			
SUS304　sch20	100A	3.86	m			
SUS304　sch20	125A	0.88	m			
同上付属材料		1	式			
SUS304　sch20	100A	13.0	m			
SUS304　sch20	125A	1.74	m			

第２号明細書　　小　配　管　弁　類　（２／４）

種　別	形状寸法	数　量	単位	単価(円)	金　額(円)	摘　要
同上付属材料		1	式			
HIVP	φ25	0.72	m			
HIVP	φ50	22.1	m			
HIVP	φ65	1.58	m			
HIVP	φ75	5.06	m			
VP	φ20	4.95	m			
VP	φ65	3.56	m			
VP	φ300	7.54	m			
同上付属材料		1	式			
HIVP	φ50	0.50	m			
同上付属材料		1	式			
仕切弁	CAC　15A	6	個			
仕切弁	CAC　20A	1	個			

米子市下水道部

第２号明細書　　小　配　管　弁　類　（３／４）

種　別	形状寸法	数　量	単位	単価(円)	金　額(円)	摘　要
仕切弁	CAC 32A	3	個			
仕切弁	FC/SUS 65A	1	個			
仕切弁	FC/SUS 80A	3	個			
仕切弁	FC/SUS 100A	4	個			
仕切弁	FC/SUS 125A	1	個			
逆止弁	FC/SUS 100A	2	個			
逆止弁	PVC 50A	1	個			
ダイヤフラム弁	PVC 25A	2	個			
ダイヤフラム弁	PVC 50A	1	個			
ダイヤフラム弁	PVC 65A	2	個			
ダイヤフラム弁	PVC 80A	1	個			
バタフライ弁	PVC 300A	1	個			
可とう管	ゴム 25A	1	個			

米子市下水道部

第２号明細書　　小　配　管　弁　類　（４／４）

種　別	形状寸法	数　量	単位	単価(円)	金　額(円)	摘　要
可とう管	ゴム 40A	1	個			
可とう管	ゴム 50A	1	個			
可とう管	ゴム 65A	1	個			
可とう管	ゴム 80A	1	個			
可とう管	ゴム 300A	2	個			
可とう管	SUSフレキ 300A×500L	1	個			
計						

米子市下水道部

第３号明細書　　小口径鋳鉄管弁類

種　別	形状寸法	数　量	単位	単価(円)	金　額(円)	摘　要
鋳鉄管材料費	粉体エポキシ樹脂塗装 K形3種(φ100屋内・露出)	1	式			
鋳鉄管材料費	粉体エポキシ樹脂塗装 K形3種(φ200屋内・露出)	1	式			
仕切弁(FC／SUS)	7.5K　φ100	1	個			
逆止弁(FC／SUS)	7.5K　φ100	1	個			
計						

米子市下水道部

第４号明細書　　一般労務費

種　別	形状寸法	数　量	単位	単　価(円)	金　　額(円)	摘　　要
普通作業員			人			
配管工			人			
設備機械工			人			
普通作業員(撤去)			人			
配管工(撤去)			人			
設備機械工(撤去)			人			
計						

米子市下水道部

第５号明細書　　機械設備据付労務費

種　別	形状寸法	数　量	単位	単　価(円)	金　　額(円)	摘　　要
機械設備据付工			人			
計						

米子市下水道部

第６号明細書　　鋼製加工品

種　別	形状寸法	数　量	単位	単　価(円)	金　　額(円)	摘　　要
SS400	フタル酸樹脂系塗装 配管サポート類	350	kg			
SS400	フタル酸樹脂系塗装 鋼製架台類	698	kg			
SS400	フタル酸樹脂系塗装 鋼製蓋類	252	kg			
グレーチング	クローズエンド FB25×4.5	9.28	㎡			
計						

米子市下水道部

第７号明細書　　基礎工

種　別	形状寸法	数　量	単位	単価(円)	金　額(円)	摘　要
鉄筋コンクリート工	24N	10.8	m^3			
モルタル充填	配合1:2	0.09	m^3			
モルタル仕上げ	厚さ20mm 配合1:3	60.2	㎡			
鉄筋工		472	kg			
型枠工		22.8	㎡			
はつり工		9.21	m^3			
計						

米子市下水道部

第８号明細書　　塗　装　工

種　別	形 状 寸 法	数　量	単位	単 価(円)	金　額(円)	摘　要
鋳鉄管塗装	露出部	14.6	㎡			
耐薬品塗装	防液堤部	22.8	㎡			
計						

米子市下水道部

第９号明細書　　準備費（積上）

種　別	形状寸法	数　量	単位	単価(円)	金　額(円)	摘　要
鉄くず	ヘビー H2	27.0	t			
ステンレスくず	18Cr:8Ni	667	kg			
コンクリート殻処分	有筋	23.0	t			
廃プラスチック処分		0.43	t			
計						

米子市下水道部

平成２４年度

内浜処理場　2号脱水機機械設備改築工事

特記仕様書

平成24年 4月

米　子　市　下　水　道　部

目　　次

第１節　総　則 …… 1
§１．一般事項 …… 1
§２．工事区分 …… 1
第２節　機械設備 …… 2
§１　汚泥脱水機 …… 2
§２　薬品溶解タンク …… 7
§３　薬品定量供給機 …… 9
§４　薬品供給ポンプ …… 11
§５　脱水機汚泥移送ポンプ …… 13
§６　汚泥循環ポンプ …… 16
§７　薬品搬入ホイスト …… 19
§８　鋼製加工品類 …… 22
§９　基礎工 …… 23
§１０　配管 …… 24
§１１　撤去工 …… 25

第１節　総　則

§１．一般事項

１．適用範囲

本仕様書は、米子市内浜処理場における機械設備の施工に適用するものであって、法令その他、特別に定めるものの他は全て、日本下水道事業団発行の機械設備工事一般仕様書(以下一般仕様書という)及び設計図面、特記仕様書(以下仕様書という)に準拠し、一般仕様書、設計図面及び仕様書に記載されていない事項及び詳細については全て、監督員の指示によるものとする。

また、火災保険等に加入するものとする。

２．設計図書の優先順位

設計図書の優先順位は、本仕様書、設計図書、一般仕様書の順位とする。

§２．工事区分

１．概　要

本工事は下記の工事区分の一切を施工するもので、請負人は設計図を参考に参照すると共に、本市監督員と設計打合せを行い、監督員の指示するものについては詳細なる施工図を提出すること。

試運転については、組合せ試験のみとするが、十分運転が可能な状態にて引き渡すものとし、汚泥脱水工程が円滑に行えることを十分に確認すること。

２．工事区分

（１)機械設備工事（既設撤去工事含む）

（２)配管・その他工事

第２節　機械設備

§１　汚泥脱水機

１．使用目的

汚泥貯留タンクからの汚泥を連続脱水するものである。

２．仕　　様

項　　目	仕　　様	備　　考
(1) 形　　式	低動力型高効率遠心脱水機	
(2) 汚 泥 性 状	汚泥種類：送泥汚泥を含む消化汚泥 ＴＳ：2.2%程度 ＶＴＳ：71%程度 繊維状物濃度：5%以下	標準外汚泥
(3) 処　理　量	20 m^3/h	
(4) 薬　注　率	高分子凝集剤　1.5%以下	
(5) ケーキ含水率	80 WB%以下	
(6) 固形物回収率	95 %以上	
(7) 電動機出力	75 kW以下	総合動力
(8) 電　　源	460V×60Hz×3φ	
(9) 薬注比例制御	本工事範囲	
(10)ｲﾝﾊﾞｰﾀ盤高調波抑制対策	有	
(11) 数　　量	１台	

３．構造概要

本機は、下水汚泥を連続遠心脱水処理するために使用するもので、遠心分離機本体の機械設備と、運転に必要な付属機器から構成される。また、本機は「低動力型高効率遠心脱水機技術マニュアルー2007年ー，(財)下水道新技術推進機構」を満足する構造とする。

４．製作条件

(1)　遠心分離機は高速運転においてもバランスよく回転し、遠心力を考慮し十分なる強度を有すると同時に耐摩耗性、耐食性についても十分考慮の上製作する。

(2)　本脱水機は、防音パッケージを設けるものとする。

５．各部の構造

(1)遠心分離機

本機は、回転体、差速装置、軸受、ベース、ケーシング、給液パイプ、電動機等から構成するものとする。

1) 回転体

回転体は、ボウル、スクリューコンベヤで構成された構造とする。また、スクリューコンベヤの羽根先端には、セラミックス、タングステンカーバイト、表面硬化メタル等の耐摩耗対策を施すものとする。

2) 差速装置

ボウルとスクリューコンベヤの回転差が円滑にとれ、高負荷連続運転にも十分耐える構造とする。差速制御方式は、インバータ方式を標準とし、差速制御に必要な付属品類を含む。

なお、電動機仕様は、かご形三相誘導電動機、屋外全閉防まつ形・外被表面冷却自力形、連続定格、絶縁は、電動機出力に応じB、E、F種のいずれかとする。

3) ケーシング

ケーシングは、内部の点検修理が容易にでき、かつ汚泥ミストや臭気が外部に漏れない密閉性のよい構造とする。ケーキ排出シュートは、ステンレス鋼（SUS304、t3以上）とし、ケーキ排出機との接続部にはフレキシブルジョイントを設ける。

4) ベースと防振対策

ベースは、鋼製または鋳鉄製とし、機械振動に耐えうる構造とする。また、ベースと設置架台の間に防振装置等を取り付け、防振対策を十分行うものとする。

5) 軸　受

軸受は、連続高速負荷運転に十分耐えうる寿命を有するものとする。

6) 安全装置

回転体内部に異物が入り、ブレーキが生じるような異常負荷時や、回転体の異常振動時には、脱水機の運転が停止できるような安全装置を設けるものとする。

7) 給液パイプ

外部より回転体の内部へ、耐食性パイプにて給液できる構造とする。

8) 潤滑方式

潤滑方式は、次のとおりとする。

主軸（ベアリングボックス）：油強制潤滑またはグリース封入、油浴方式

内胴スクリュー支持部軸受：グリース封入方式

なお、潤滑油ユニット（必要時）の電動機仕様は、かご形三相誘導電動機、屋外全閉防まつ形・外被表面冷却自力形、連続定格、絶縁は、電動機出力に応じB、E、F種のいずれかとする。

9) 駆動用電動機

本体を規定回転数まで回転させ、負荷に対して十分耐えうる容量のものとする。電動機の仕様は、かご形三相誘導電動機、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自力形、連続定格、絶縁は、電動機出力に応じＢまたはＦ種とし、インバータ駆動を標準とする。なお、インバータ制御ユニットは本機に含むものとする。

(2) 付属設備

1) 動力制御盤

脱水機の現場手動、自動および必要なときは遠隔運転を行うための制御回路（差速制御回路を含む)、計器、スイッチ、ランプ表示、接続端子類を内蔵させるものとする。盤の形式は、屋内自立型とし、室内腐食環境対策を考慮した密閉構造とし、必要に応じて、盤内冷却用に冷却器等を設け盤内温度の上昇を防止するものとする。

2) 工業計器盤（計装盤）

盤仕様は、室内腐食環境対策を考慮した密閉構造とし、必要に応じて盤内冷却用に冷却器等を設け盤内温度の上昇を防止するものとする。

凝集剤の添加は、固形物量の変化に対して比例注入できる構造とし、汚泥と凝集剤の供給量、汚泥濃度は容易に手動調整または設定ができるようにする。

3) 低圧閉鎖配電盤（インバータ盤）

低圧閉鎖配電盤（インバータ盤）は、室内腐食環境対策を考慮した密閉構造で、盤内冷却用に冷却器等を設け、盤内温度の上昇を防止するものとし、脱水機室に設置する。

インバータ特有の高調波抑制対策は、正弦波コンバータ方式インバータとし、インバータ接地線は単独で設けること。

4) 洗浄装置

脱水作業の完了時に分離機内部などを給水により洗浄できるものとする。

5) 分離液監視装置

固形物回収状態等の監視などのために、防音カバー外部より分離液を監視できる構造とし、サンプリングロを設けるものとする。

6) 防音カバー

脱水機は、騒音対策として防音カバーで覆うものとする。なお、カバー内部には照明（カバー付）を設けるとともに、温度上昇を防止するための換気装置を設けるものとする。また、カバー外面は焼付塗装等を施すものとする。

6．使用材料

ボウル	SUS304または同等品以上
スクリューコンベヤ	SUS304または同等品以上
シュート	SUS304
ベース	SS400または鋳鉄製
カバー類	鋼板製または樹脂製
防音カバー(内面吸音材付)	鋼板製

磨耗部分については、耐摩耗性の材料を使用し、長時間運転に十分耐えること。

7．運転・操作概要

(1) 操　作

中央 ―― 自動

現場 ―― 単独

　　 ―― 連動

連動機器 ―― 汚泥供給装置（流量制御あり、50～150%）

　　 ―― 薬液注入装置（流量制御あり、50～150%）

　　 ―― 脱水機補機

　　 ―― 搬出装置

8．試験・検査

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

工場での無負荷運転試験を行う。

9．塗　装

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１０．据　　付

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１１．他工事との区分

(1) 電気設備工事との区分

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１２．標準付属品

(1) 防振装置および設置架台　　1　式

(2) 潤滑装置　　1　式

(3)　差速装置　　1　式

(4)　電動機　　1　式

(5)　Ｖベルト、Ｖプーリ、カバー　　1　式

(6)　防音カバー（吸音材、照明、換気装置付）　　1　式

(7)　脱水汚泥シュート(コンベヤまで)　　1　式

(8)　分離液シュート　　1　式

(9)　分離液監視装置　　1　式

(10) 動力制御盤、工業計器盤（計装盤）　　1　式

(11) 低圧閉鎖配電盤（インバータ盤）　　1　式

(12) 防音カバー内配管、弁類、伸縮管類　　1　式

(13) 取付ボルト・ナット　　1　式

(14) 特殊分解工具　　1　式（全台につき）

１３．その他付属品（１台につき）

(1)　メインベアリング　　1　式

(2)　オイルシール　　1　式

(3)　Ｖベルト　　1　式

(4)　潤滑油　　1　式

(5)　ランプ・ヒューズ類　　100％

（ただし、LEDの場合、各色各１個とする）

§２　薬品溶解タンク

１．使用目的

供給機より供給される薬品を規定溶液に溶解、貯留するためのものである。

２．仕　　様

項　　目	仕　　様	備　　考
(1) 形　　式	立形撹拌槽	
(2) 寸　　法	φ2,100㎜×高さ2,000㎜	参考
(3) 容　　量	最大貯留容量　　6.5m^3	
(4) ミ キ サ ー	3.7kW×1台	
(5) 数　　量	１槽	

３．構造概要

本タンクは、供給機により供給された薬品を一定濃度に溶解し、脱水設備に供給するもので、立形タンクとし、タンク本体、ミキサー、同架台、マンホール、供給機架台、各種液面計等よりなる。溶解方式は連続式とする。

４．製作条件

(1)　タンク容量の定義は、原則として機械設備工事必携による。

(2)　機械設備工事必携の設備機器の設計用標準水平震度に対し、機器本体が転倒あるいは付属機器が破損で外部に飛び出さない構造であること。

(3)　設計製作、加工等に係わる一般事項は、機械設備工事必携による。

５．各部の構造

(1)　タンクは原則として鋼板（6㎜以上）製の溶接構造で、タンク内面はエポキシ樹脂塗料で耐食処理を行うこと。

(2)　タンクには薬液が飛散しないよう取り外し簡単な蓋を取り付け、また通気管を設ける。

(3)　溢流管および液面計取付座等の必要な座を設けること。

(4)　電動式ミキサーは、原則として２段プロペラ形のベルト減速式（減速比1/5程度）とし、振動等が起こらない連続運転に耐える構造とする。なお、ミキサーは、偏芯した位置に設置するものとする。

(5)　ミキサーは、空転防止を行い保護するものとする。

(6)　ミキサー軸駆動部との貫通部には、下からのガス及び飛沫をシールする構造とする。

６．使用材料

タンク本体	SS400＋内面エポキシ樹脂塗装
ミキサー架台	SS400
ミキサー軸	SUS304
羽　　根	SUS304
ベルトカバー	SS400

７．保護装置

空転防止用液位計

８．試験・検査

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

９．塗　装

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１０．据　　付

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１１．他工事との区分

(1)　電気設備工事との区分

液位伝送器（差圧伝送器、接続JIS10Kフランジ80A）は電気設備工事とし、元弁は本工事とする。その他一般事項については、日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１２．標準付属品

(1)	基礎ボルトナット	1　式
(2)	空気抜管	1　式
(3)	ミキサー	1　台
(4)	直読式液位計	1　台
(5)	差圧式液面計用元弁（ﾀﾞｲﾔﾌﾗﾑ弁 80A）	1　個
(6)	電極式液位計	1　台

§３　薬品定量供給機

１．使用目的

薬品溶解タンクに水と高分子凝集剤を連続定量供給するためのものである。

２．仕　　様

項　　目	仕　　様	備　　考
(1) 形　　式	可変連続定量供給機	
(2) 供　給　量	最大0.6L/min	参考
(3) ホッパー容量	300L	
(4) 電動機出力	0.2kW×4P	参考
(5) 電　　源	460V×60Hz×3φ	
(5) 数　　量	１台	

３．構造概要

薬品溶解タンクに一定濃度となるよう水と高分子凝集剤を連続定量供給するためのもので、受入ホッパ、計量装置、供給機本体、可変駆動装置、混合器、ドライエアー供給装置および給水供給装置よりなる。

４．製作条件

薬品使用量の最大最小値を計算し、その範囲を供給可能とし、かつ供給精度の高いものとする。薬品の比重は0.4～1.0とする。

５．各部の構造

(1)　ホッパの粉体圧に変動があっても供給精度に影響せぬ構造とする。

(2)　駆動装置は可変減速機により、供給量の調整が可能で供給範囲も十分カバーできること。

(3)　フラッシングによる粉体の流出の起きにくい構造とする。

(4)　受入ホッパの空容量はその有効容量に対し15%増の容量とする。

(5)　受入ホッパに粉面計を設けられる構造とする。

(6)　受入ホッパへの薬品投入は紙袋とし、防塵を考慮するとともに投入シュートを設けること。

(7)　湿気遮断に有効な構造とし、原則としてドライエアーの供給を行う。

(8)　薬品投入部は団塊が生じにくい構造とする。

６．使用材料

受入ホッパ	SUS304またはPVC製
撹拌翼	SUS304
計量装置（接粉部）	SUS304相当品

減速機ケース	FC200以上
撹拌翼軸	S45C以上
混合装置	SUS304（要部）または透明樹脂製

７．試験・検査

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

８．塗　装

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

９．据　　付

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１０．他工事との区分

(1)　電気設備工事との区分

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１１．標準付属品

(1)	コモンベース	１　式
(2)	給水電動ボール弁	１　式
(3)	流量計（面積式又は直読式）	１　個
(4)	流量調節弁	１　個
(5)	ドライエアー用電磁弁および手動弁類	１　式
(6)	ｴｱﾚｷﾞｭﾚｰﾀ、ｴｱﾐｽﾄｾﾊﾟﾚｰﾀ、ｴｱﾌｨﾙﾀ	各１個
(7)	給水、ドライエアー配管（機側 1m）	１　式
(8)	粉面計	１　個
(9)	特殊分解工具	１　式
(10)	可搬式集塵機	１　個

１２．その他付属品

(1)	オイルシール	１　台分

§４　薬品供給ポンプ

１．使用目的

薬品溶解タンクより汚泥脱水機へ高分子凝集剤溶液を定量的に供給するものである。

２．仕　　様

項　　目	仕　　様	備　　考
(1) 形　　式	一軸ねじ式ポンプ	VVVF制御
(2) 口　　径	φ50 mm	
(3) 吐　出　量	28～83 L/min	
(4) 全　揚　程	0.4 MPa	
(5) 取 扱 流 体	高分子凝集剤溶液	
(6) 電動機出力	1.5kW×4P	
(7) 電　　源	460V×60Hz×3φ	
(8) 数　　量	１台	

３．構造概要

薬品溶解タンクより汚泥脱水機に高分子凝集剤溶液を定量的に供給するもので、一軸ねじ式ポンプとする。

４．製作条件

本ポンプは凝集剤溶液濃度0.1～0.3%に対し安定した性能を有し、上記濃度の凝集剤溶液を支障なく送液ができ、電動機に過負荷が生じないよう製作すること。

５．各部の構造

(1)　ポンプケーシングは鋳肌滑らか、かつ堅牢なもので、衝撃、磨耗、腐食および配管荷重に対して、十分余裕のある肉厚のものとする。

(2)　ロータは一軸の偏芯ねじ式とし、運転中に振動を起こさないものとする。

(3)　主軸の胴体貫通部には、スタフィングボックスを設けること。軸封装置はメカニカル方式とする。

(4)　ステータの取替えを簡単に行えるよう、吸込ケーシングと吐出ケーシングの取り外しが行える構造とし、配管および取替スペースを決定すること。

(5)　駆動部よりロータへ回転運動を円滑に伝達できるよう完全密封のユニバーサルジョイント２個を介したカップリングロッドを設けること。

(6)　軸受は荷重に対して、十分な支持容量を有する構造とし、潤滑が完全に行われ過熱等の恐れのない耐久性のあるものとする。また軸推力に対しても十分な余裕を有するものとする。

(7)　電動機の仕様は、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自力形、連続定格と

し、インバータ駆動対応電動機とする。

電動機は原則として、高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。

６．使用材料

コモンベース	FC200またはSS400
ケーシング	FC200以上
ロータ	SUS304
ステータ	合成ゴム
シャフト	SUS420またはSUS304

７．試験・検査

JISに基づき、清水にて揚水量、揚程、軸動力、電動機出力、ならびに、効率等の試験および検査を行う。なお、試験および検査はJIS B 8312 を適用する。

８．塗　装

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

９．据　　付

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１０．他工事との区分

(1)　電気設備工事との区分

機器の据付まで本工事とする。電気設備との取り合いは機器の端子渡しとし、それ以降の配線接続は電気工事とする。

１１．標準付属品

(1)	安全カバー	１　式
(2)	コモンベース	１　式
(3)	圧力計（隔膜式）	１　個
(4)	基礎ボルトナット	１　式
(5)	ルーズフランジ短管または可とう管	１　式
(6)	特殊工具	１　式

１２．その他付属品

(1)	ステータ	２　個
(2)	ねじポンプ部用Ｏリング	２　台分
(3)	ユニバーサルジョイント用Ｏリング	２　台分
(4)	メカニカルシール（消耗部品のみ）	１　台分

§５　脱水機汚泥移送ポンプ

１．使用目的

汚泥を汚泥貯留タンクより汚泥脱水機へ供給するためのものである。

２．仕　　様

項　　目	仕　　様	備　　考
(1) 形　　式	一軸ねじ式ポンプ	VVVF制御
(2) 口　　径	φ125 mm	
(3) 吐　出　量	10～30 m^3/h	
(4) 全　揚　程	0.3 MPa	
(5) 取 扱 流 体	消化汚泥	
(6) 電動機出力	7.5kW×4P	
(7) 電　　源	460V×60Hz×3φ	
(8) 数　　量	１台	

３．構造概要

汚泥を汚泥脱水機へ定量的･可変的に供給するもので､一軸ねじ式汚泥ポンプとする。

４．製作条件

本ポンプは含水率95～98%の汚泥に対して安定した性能を有し、汚泥の閉塞なくかつ電動機に過負荷が生じないよう製作すること。

５．各部の構造

(1)　ポンプケーシングは鋳肌滑らか、かつ堅牢なもので、衝撃、磨耗、腐食および配管荷重に対して、十分余裕のある肉厚のものとする。

(2)　ロータは一軸の偏芯ねじ式とし、運転中に振動を起こさないものとする。

(3)　主軸の胴体貫通部には、スタフィングボックスを設けること。軸封装置はメカニカル式とする。

(4)　ステータの取替えを簡単に行えるよう、吸込ケーシングとケーシングの取り外しが行える構造とし、配管および取替スペースを決定すること。

(5)　駆動部よりロータへ回転運動を円滑に伝達できるよう完全密封のユニバーサルジョイント２個を介したカップリングロッドを設けること。

(6)　軸受は荷重に対して、十分な支持容量を有する構造とし、潤滑が完全に行われ過熱等の恐れのない耐久性のあるものとする。また軸推力に対しても十分な余裕を有するものとする。

(7)　電動機の仕様は、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自力形、連続定格とし、インバータ駆動対応電動機とする。

電動機は原則として、高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。

６．使用材料

コモンベース	FC200またはSS400
ケーシング	FC200以上
ロータ	SKD11以上＋硬質クロムメッキ またはSUS304以上＋硬質クロムメッキ
ステータ	合成ゴム
シャフト	SUS420またはSUS304

７．運転・操作概要

(1)　操　作

中央 ―― 自動

現場 ┬ 単独

　　└ 連動

連動機器	起動指令	汚泥貯留タンクレベル
		汚泥脱水機系運転指令
	起動条件	保護継電器不動作
	連動機器	高分子凝集剤注入装置

８．試験・検査

JISに基づき、清水にて揚水量、揚程、軸動力、電動機出力、ならびに、効率等の試験および検査を行う。なお、試験および検査はJIS B 8312 を適用する。

９．塗　装

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１０．据　　付

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１１．他工事との区分

(1)　電気設備工事との区分

機器の据付まで本工事とする。電気設備との取り合いは機器の端子渡しとし、それ以降の配線接続は電気工事とする。

１２．標準付属品

(1)	安全カバー	1　式
(2)	コモンベース	1　式
(3)	圧力計（隔膜式）	1　個
(4)	基礎ボルトナット	1　式
(5)	ルーズフランジ短管または可とう管	1　式

(6)　特殊工具　　1　式

１３．その他付属品

(1)　ステータ　　2　個

(2)　ねじポンプ部用Oリング　　2　台分

(3)　ユニバーサルジョイント用Oリング　　2　台分

(4)　メカニカルシール（消耗部品のみ）　　1　台分

§６　汚泥循環ポンプ

１．使用目的

汚泥貯留タンク内の汚泥の沈降・沈殿を防止するためのものである。

２．仕　　様

項　　目	仕　　様	備　　考
(1) 形　　式	吸込スクリュー付汚泥ポンプ	
(2) 口　　径	φ100 mm	
(3) 吐　出　量	0.8 m^3/min	
(4) 全　揚　程	9 m	
(5) 取 扱 流 体	消化汚泥	
(6) 電動機出力	3.7kW×4P	
(7) 電　　源	460V×60Hz×3φ	
(8) 数　　量	２台	

３．構造概要

汚泥貯留タンクの汚泥を循環撹拌するためのもので吸込スクリュー付汚泥ポンプとする。

４．製作条件

(1)　羽根車については、スクリュー形の無閉塞一枚羽根とする。

(2)　ポンプ吸い込み側のハンドホールは不要とする。

(3)　最大通過粒径は口径の50%以上とする。

(4)　本ポンプは対象汚泥に対し安定した性能を有し、汚泥の閉塞がなく、かつ電動機の過負荷が生じないよう製作すること。

５．各部の構造

(1)　ポンプケーシングは渦巻形とし、鋳巣のない良質の鋳鉄製で、鋳肌滑らか、かつ堅牢なもので、衝撃、磨耗、腐食および配管荷重に対して、十分余裕のある肉厚を有するものとする。

(2)　羽根車は固形異物を支障なく通過できる形状のものとし、かつバランスを確実にとり、運転時に異常な振動を起こさないものとする。

(3)　主軸の胴体貫通部にはスタフィンボックスを設ける。
軸封水装置の方式は、グランドパッキン方式、注水式メカニカル方式または無注水式メカニカル方式とする。

(4)　軸受は荷重に対して最適な構造とし、十分な支持容量を有するもので、潤滑が完全な過熱等の恐れのない耐久力のあるもので、軸推力に対しても十分な容

量を有するものとする。

(5)　ポンプの吸込管、吐出管には、ルーズ継手およびルーズ継手用短管を設ける。

(6)　吐出方向が垂直なポンプにあっては、バルブ、逆止弁等の荷重を堅固に支持すること。

(7)　電動機の仕様は屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自力形、連続定格とし、原則として、高効率低圧三相かご形誘導電動機を採用する。またターミナルボックスの位置は、ポンプの搬出入点検の際、リード線、配管等が作業に支障の無いよう、ポンプ据付位置に応じ考慮しなければならない。

(8)　ポンプのフランジは水道規格とする。

(9)　シール水排水、ケーシングのドレン・空気抜きは各々個別に最寄の側溝まで取り付ける。

６．使用材料

ケーシング	高クロム鋳鉄(クロム含有率20%以上)
羽根車	高クロム鋳鉄(クロム含有率20%以上)
サクションカバー	高クロム鋳鉄(クロム含有率20%以上)
主　軸	S35C（SUSスリーブ付き）

７．試験・検査

JISに基づき、清水にて揚水量、揚程、軸動力、電動機出力、ならびに、効率等の試験および検査を行う。なお、試験および検査はJIS B 8301 を適用する。

８．塗　装

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

９．据　　付

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１０．他工事との区分

(1)　電気設備工事との区分

機器の据付まで本工事とする。電気設備との取り合いは機器の端子渡しとし、それ以降の配線接続は電気工事とする。

１１．標準付属品（１台につき）

(1)	コモンベース	1　個
(2)	Vベルト（プーリ駆動の場合）	1　個
(3)	Vプーリ（プーリ駆動の場合）	1　個
(4)	カップリング（電動機直結の場合）	1　組
(5)	ベルトカバー又はカップリングカバー	1　個
(6)	圧力計（隔膜式）	1　個
(7)	空気抜弁	1　個

(8)　封水用電動ボール弁および継電器類　　1　式

(9)　封水用配管　　1　式

(10)　ドレン抜き(φ25㎜以上ポンプ廻り)　　1　式

(11)　基礎ボルトナット　　1　式

１２．その他付属品（１台につき）

(1)　Ｖベルト（プーリ駆動の場合）　　2　台分

(2)　Ｖプーリ（異径又は同径のもの）（プーリ駆動の場合）

1　台分

(3)　グランドパッキン(グランドパッキン方式の場合) 1　台分

(4)　メカニカルシール用摺動材（メカニカルシール方式の場合）

1　台分

§７　薬品搬入ホイスト

１．使用目的

1階に搬入した高分子凝集剤を2階の薬品フィード室に吊り上げるためのものである。

２．仕　　様

項　　目	仕　　様	備　　考
(1) 形　　式	電動ホイスト	
(2) 定 格 荷 重	1.0 t	
(3) 揚　　程	7.2 m	
(4) 巻上電動機	2.4 kW	参考
(5) 横行電動機	0.26 kW	参考
(6) 横 行 長 さ	約30 m	
(7) 床上制御器 コード長さ	約3 m	
(8) Ｉビーム寸法	Ｉ－250×125×7.5	既設流用
(9) 電　　源	460V×60Hz×3φ	
(9) 数　　量	１台	

３．構造概要

1階に搬入した高分子凝集剤を2階の薬品フィード室に吊り上げるためのもので、横行、巻上、巻下の全部を電動機駆動により行い、その操作は薬品フィード室の床面にてホイストから吊り下げた押釦スイッチにより行うものである。

４．製作条件

ホイストは、厚生労働省令「クレーン等安全規則」、厚生労働省告示「クレーン構造規格」、日本工業規格（ＪＩＳ）等の規格に従い、安全かつ正確な運転ができるとともに、耐久性に富み維持管理に便なる構造とする。

５．各部の構造

(1) 巻上装置

巻上装置は、電動機よりギヤ減速機を介してドラムを駆動する構造とする。なお、電動機軸には荷重保持用として電磁ブレーキを設ける。

(2) 横行装置

横行レールに配置し、電動機よりギヤ減速機を介して横行車輪を回転させる。

(3) 歯車

機械切削歯車とし、十分な強度を有するものとする。

(4) 軸

良質な材料を使用し、主要部分は入念な仕上げを行い歯車とのはめ合いは正確に固定すること。

(5) ドラム

鋼板溶接製または鋳鉄製とし、外周にはロープに適した機械切ロープ溝を切り、ドラムの直径とロープの比はクレーン構造規格に定められた値以上とする。なお、ロープは最大に吊り下げた場合でもドラムに2巻き以上残る長さとする。

(6) 電動機

ホイスト用として製作したもので慣性モーメントは極力小さくし、過酷なる作業条件に耐えるように、機械的強度は勿論、熱容量についても十分であり、関連規格に準拠していること。

(7) 制御器

床上制御器は押釦スイッチ式とし、電動機の起動停止を行う。

６．使用材料

歯　車	機械構造用炭素鋼
軸	機械構造用炭素鋼
ドラム	一般構造用圧延鋼又は鋳鉄

７．保護装置

過巻防止装置等を設置する。

８．運転概要

押釦制御器にて運転操作する。

９．試験・検査

ホイストは、製作工場にて組み立て完了後JIS C 9620に準拠した性能試験を行う。

１０．塗　装

日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書による。

１１．据　　付

据付にあたっては、既設の横行レールに製品添付の取扱説明書などに記載された取付説明にしたがい、安全かつ堅固に取り付ける。

１２．他工事との区分

(1)　土木、建築工事との区分

ホイスト横行レールは、既設を再使用する。

(2)　電気設備工事との区分

電源箱までの一次側配線は電気工事とし、電源箱以降は本工事とする。

１３．標準付属品

(1)	キャプタイヤケーブル	1　式
(2)	床上制御器	1　個
(3)	ケーブルハンガ	1　式
(4)	電源箱（通電ランプおよびELCB付）	1　面
(5)	プルボックス	1　面

§８　鋼製加工品類

１．仕様および施工範囲

番号	名　称	設置場所	寸　法 (参　考)	材　質	数量	備　考
1	薬品溶解タンク開口蓋	2F薬品フィード室	φ1,800	SS400 フタル酸塗装	2	
2	脱水機室 点検歩廊	脱水機室	6,400W ×1,450D ×3,000H	SS400 フタル酸塗装	1	
3	配管渡り歩廊	B1F		SS400 フタル酸塗装	1	
4	配管サポート	各所		SS400 フタル酸塗装	1式	

２．特記事項

(1)　詳細は、機器配置図、添付図による。

(2)　上記に記載が無くとも必要であれば適切な処置を行うこと。

§９　基礎工

１．仕様および施工範囲

番号	名　称	設置場所	寸　　法 (参　考)	数量	備　考
1	汚泥循環ポンプ基礎	B1F	900W ×1,000L ×300H	2	
2	脱水機汚泥移送ポンプ基礎	B1F	900W×2,100L ×300L	1	
3	薬品溶解タンク基礎	1F機械室	φ2,300 ×300H	1	
4	防液堤	1F機械室	150W ×3,525L ×780H	1	
5	脱水機基礎	脱水機室	4,300W ×6,700L ×300H	1	
6	配管貫通部穴埋め	各所		１式	
7	配管サポート基礎	B1F		１式	

２．特記事項

(1)　詳細は、機器配置図、添付図による。

(2)　上記に記載が無くとも必要であれば適切な処置を行うこと。

§１０　配管

１．配管仕様及び施工範囲

番号	名　称	仕様	口径	施工範囲	数量	備　考
1	汚泥供給管	DCIP SUS304sch20	80A～ 200A	取合～ 汚泥移送ポンプ～ 汚泥脱水機	１式	
2	汚泥循環管	DCIP SUS304sch20	100A	取合～ 汚泥循環ポンプ～ 汚泥管	１式	
3	薬品管	HIVP	25A～ 75A	薬品溶解タンク～ 汚泥脱水機	１式	
4	給水管	SGPW	15A～ 65A	取合～薬品溶解タンク 取合～汚泥脱水機 取合～汚泥濃度計 取合～汚泥循環ポンプ	１式	
5	排水管	VP	20A～ 300A	汚泥濃度計～排水管 汚泥脱水機～排水管	１式	
6	空気管	SGPW	15A	取合～薬品溶解タンク	１式	
7						

２．特記事項

(1)　詳細は、機器配置図、添付図による。

§１１　撤去工

１．撤去品リスト

番号	名　称	設置場所	主寸法	数量	備　考
1	汚泥脱水機	脱水機室	図面参照	１台	
2	汚泥移送ポンプ	B1F	図面参照	１台	
3	薬品溶解タンク	1F機械室	図面参照	２基	
4	薬品定量ﾌｨｰﾀﾞｰ	1F機械室	図面参照	２台	
5	薬品搬入ホイスト	2F薬品 フィード室	図面参照	１台	
6	給水ポンプ	B1F	図面参照	２台	
7					

２．特記事項

(1)　詳細は、機器配置図、添付図による。

(2)　上記に関連して発生する鋼製架台類、配管類、基礎類の撤去及び旧品撤去に伴う既設設備との取り合い部の仕舞い工事を含む。

1　下請関係の合理化について

(1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。

(2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。

(3) 請負者は、100 万円以上の下請契約を締結した場合は、下請施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。なお、請負者は、下請負者に発注した工事１件の契約金額が 500 万円以上となるものについては、建設工事下請報告書をあわせて発注者へ提出しなければならない。また、当該下請施工体系図及び建設工事下請報告書に変更があったときは、変更が生じた日から 20 日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。

(4) 建設業法に基づく適正な施工体制を確保するため、特定建設業者で当該工事を施工するために建築工事一式で総額 4,500 万円（電気、管工事の場合は 3,000 万円）以上の下請を締結した者は、施工体制台帳（下請契約台帳、再下請契約届出書、施工体系図）を作成し、的確に当該工事の施工体制を把握すること。

(5) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、市内及び県内業者（以下「市内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は市内、県内の順位とする）。ただし、技術的に施工できる市内業者等がいない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは市内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。

2　建設資材等について

(1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。

(2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。

(3) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。

(4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

① 市内産の資材がある場合は、市内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。

② 県外産の資材を使用する場合は、市内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「市内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。市内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について市内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。

(5) 工事に使用する資材については、極力有害性ＶＯＣ（揮発性有機化学物質）発生量の少ないものとするよう努めること。

3　工事の安全確保について

(1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。

(2) 労働安全衛生法第 59 条、第 60 条の２に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計画書に実施項目について記載するものとする。

(3) この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書を提出すると共に、建設工事事故データベースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

4　建設機械の使用について

(1) 標準操作方式建設機械を使用するよう努めること。

(2) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

(3) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械の使用に努めること。

5　団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

6　ダンプトラック等、による運搬について

(1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。

(2) さし枠装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。

(3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

(4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

(5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当って、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

(7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業

者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。

(8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

7　不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等を使用しないこと。

8　建設業退職金共済制度への加入等

(1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。

(2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入並びに証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

(3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 請負業者は、建退共の発注者用の掛金収納書を原則として契約締結後 1 ケ月以内に提出しなければならない。

9　建設業法の遵守について

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

(2) 建設業法第 26 条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。

(3) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、１級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。

(4) 建設業法第 40 条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。

(5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10　労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週４０時間を遵守すること。

11　建設業からの暴力団排除の徹底について

(1) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12　産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13　現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

(1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

(2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（３か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者が有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14　その他

(1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。

(2) この工事の受注者が、同一敷地内において工期が重複または継続する工事も受注している場合は、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を調整したもので変更契約する。

(3) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。

(4) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。

(5) 特定フロンの使用の削減に努めること。

(6) 労務費については、法定労働時間週４０時間を考慮したものとしている。

(7) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。

特 記 事 項　［施工条件明示事項］

※ 番号、・に□印のあるものについて適用する。

明示項目	明　示　事　項	条　　件
仕様書	本工事の施工に当たっては、契約日現在の次に掲げる最新の仕様書等によること。 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　・ 木造建築工事標準仕様書 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　・ 公共住宅建設工事共通仕様書	
1 工程	1. 他工事との調整	工事名　内浜処理場２号脱水機電気設備改築工事 上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。
	2. 施工時期，施工時間及び施工方法の制限	制限される工事　・　　・ 制限の内容　施工時間は、午前８時３０分～午後５時１５分までとする
	3. 関係機関等との協議	本工事において、関係法令上必要あれば、関係機関と協議を行うこと。
	４．工事の指定部分	については、 平成　　年　　月　　日までに完成させること。
	５．地下埋設物等の調査	・　　は事前調査を行い処理すること。 ・　　は調査済である。 ・
	地下埋設物の移設が予定されている場合。	移設期間
2 用地	1. 工事用車輌の駐車場	・駐車場がないため確保する必要がある。 ・敷地内に一部確保できる。 ・原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保すること。
3 公害対策	1. 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	内　容　関係法令を遵守すること。
	２．工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合。	・近隣家屋等の　・事前事後の状況の写真を付して記録し　・事後（　　）の調査を行い、万全を期して施工すること。 ・工事概要について住民説明を行うこと。 ・近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員等に連絡すると共に、市が行う対応等に協力すること。
4 安全対策	１．交通安全施設等の指定	・一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 ・交通整理の必要日数＿＿日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Ａを合計＿＿名（交代要員[有・無]）、交通誘導員Ｂを合計＿＿名（交代要員[有・無]）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Ｂとは、警備業法第２条第３項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員Ｂを配置していることとみなす。
5 工事用道路	１．一般道路を搬入路として使用する場合。 ・(ｱ) 工事用資機材等の搬入経路，使用期間等に制限がある場合。	・運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すこと。 ・制限の内容
	・(ｲ) 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合。	・処置の内容
	２．仮道路を設置する場合	・幅員　　ｍ　・延長　　ｍ　・切込砕石 厚　　ｃｍ　・その他 ・工事終了後の処置

明示項目	明　示　事　項	条　　件
6 仮設備	1. 仮囲い等の範囲、構造	・工事範囲をバリケード等により明確にすること。 ・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・山留めは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 工法とし、その施工条件は図示による。 ・各工事共通の揚重機械として＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ を設置しその施工条件は図示による。 ・敷地周辺の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・その他労働安全衛生法に基づく仮設備
7 建設副産物の処理	１．建設発生土の処理 ・(ア)他工事等流用	建設発生土は＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿＿ 工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿＿＿km）するものとする。
	・(イ)建設技術センター	建設発生土は＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿＿地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離＿＿＿＿km）するものとする。 なお、処理費として１ｍ³当り＿＿＿＿＿円をセンターに支払うこと。
	・(ウ)民間残土受入地	建設発生土は＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿＿ に運搬（片道運搬距離＿＿＿＿km）するものとする。なお、処理費として１ｍ³当り＿＿＿＿円を＿＿＿＿＿に支払うこと。
	２．分別解体等	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を見込んでいる。
	3. 再資源化施設への搬出	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。
	（施設の名称・受入れ費用）	コンクリート塊　米子　市・町・村　淀江町　地内の　大協組 （運搬距離　１６　km）、費用１ｔ当たり　1,890　円 アスファルト塊　＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿ （運搬距離＿＿＿＿km）、費用１ｔ当たり＿＿＿＿＿円 建設発生木材　＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿ （運搬距離＿＿＿＿km）、費用１ｔ当たり＿＿＿＿＿円 その他（　　）＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿ （運搬距離＿＿＿＿km）、費用１ｔ当たり＿＿＿＿＿円
	（受入れ時間帯） （受入れ条件）	８時～１７時（平日） ア　路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ　コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ　建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径＿＿＿cm以下、長さ＿＿＿m以下であること。 エ　２次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。
	４．最終処理等	＿＿＿＿＿については、＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿ 地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離＿＿＿＿km）を想定し、その費用として１ｔ当り＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。
	5. 産業廃棄物処理	建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。
	６．産業廃棄物の処理に係る税	産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、＿＿＿＿円見込んでいる。
8 建設副産物の使用	１．建設発生土の使用	＿＿＿＿＿＿＿＿工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：＿＿＿＿＿＿に使用する。
	２．再生資源の使用	ア　Co雑割材は、＿＿＿＿＿＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿＿＿＿に使用する。 イ　アスファルト・コンクリート切削殻等は、＿＿＿＿＿＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿＿＿＿に使用する。 ウ　・再生クラッシャーラン〔規格：　　〕は、使用箇所：＿＿＿＿＿＿に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格：RS-　　〕は、使用箇所：＿＿＿＿＿＿に使用する。 エ　再生加熱アスファルト混合物〔規格：　　〕は、使用箇所：＿＿＿＿＿＿に使用する。 オ　その他再生資材〔資材名：　　〕〔規格：　　〕は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。

明示項目	明　示　事　項	条　　件
9 支障物件	１．地上，地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合。	移設・撤去 防護等の方法 ＿＿＿